

国 港 総 第 3 2 1 号
令 和 4 年 8 月 8 日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公印省略)

「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）について、近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、令和 4 年 6 月 21 日に所要の改正が決定され、その実施について、国土交通省中建審第 7 号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、直轄工事において建設発生土の搬出先の明確化、直轄工事及び建設コンサルタント業務等において更なる暴力団排除の徹底を推進するため、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）、「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）、「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）の一部を改正し、令和 4 年 9 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負標準契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
工事請負契約書	工事請負契約書
1 工 事 名	1 工 事 名
2 工事場所	2 工事場所
3 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	3 工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定め ない場合は削除。	4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定め ない場合は削除。
5 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の 額)	5 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の 額)
6 契約保証金	6 契約保証金
7 調停人 [注] 調停人を活用することが望ましいが、発 注者及び受注者が調停人をあらかじめ 定めない場合は削除。	7 調停人 [注] 調停人を活用することが望ましいが、発 注者及び受注者が調停人をあらかじめ 定めない場合は削除。
<u>8</u> 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土 を搬出する予定である場合は、仕様書又 は現場説明書に建設発生土の搬出先の 名称及び所在地を定める。 仕様書に定めた場合には「建設発生土 の搬出先については仕様書に定めると おり」と記入し、現場説明書に定めた場 合には「建設発生土の搬出先については 現場説明書に定めるとおり」と記入す る。	(新設)
<u>9</u> 解体工事に要する費用等 別紙のとおり。	<u>8</u> 解体工事に要する費用等 別紙のとおり。
<u>10</u> 住宅建設瑕疵担保責任保険 上記の工事について、発注者と受注者は各々 の対等な立場における合意に基づいて、次の各 条項によって公正な請負契約を締結し、信義 に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合 には、受注者は、別紙の共同企業体協定書に より契約書記載の工事を共同連帯して請け	<u>9</u> 住宅建設瑕疵担保責任保険 上記の工事について、発注者と受注者は各々 の対等な立場における合意に基づいて、次の各 条項によって公正な請負契約を締結し、信義 に従って誠実にこれを履行するものとする。 また、受注者が共同企業体を結成している場合 には、受注者は、別紙の共同企業体協定書に より契約書記載の工事を共同連帯して請け

負う。

備考

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（1）保険法人の名称、（2）保険金額、（3）保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一～十 （略）

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

（削る）

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対

負う。

備考

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（1）保険法人の名称、（2）保険金額、（3）保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一～十 （略）

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対

<p>して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ・ト (略)</p>	<p>して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ・ト (略)</p>
--	---

(設計・測量・調査等業務標準契約書の制定についての一部改正)

2 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)の一部を次のように改正する。

別冊設計・測量・調査等業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u>、<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合には<u>その役員</u>、<u>その支店</u>又は<u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者</u>、<u>その他経営に実質的に関与</u></p>	<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合には<u>その役員</u>又は<u>その支店</u>若しくは<u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所</u>の<u>代表者</u>をいう。以下この号において同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認</p>

<p>している者をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削る)</p> <p><u>ロ</u> 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ・ト (略)</p>	<p>められるとき。</p> <p><u>ロ</u> 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ・ト (略)</p>
--	---

(発注者支援業務標準契約書の制定についての一部改正)

3 「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務標準契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 (略)</p>

十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時発注者支援業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

（削る）

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ・ト （略）

十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時発注者支援業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（新設）

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ・ト （略）

附 則

本通達は、令和4年9月1日以降から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。